

指定障害福祉サービス事業等の指定更新手続き等について

(岐 阜 市)
(平成29年1月)

1 指定更新について

(1) 指定について

障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定、第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定、法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定、児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定は、法第41条第1項、法第51条の21、児童福祉法第二十四条の二十九の規定により、6年ごとに更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失うことになり、報酬を請求することができなくなります。

指定の更新を受けるためには、指定更新申請をしていただく必要がありますが、人員・設備及び運営などの指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消処分を受けた場合など、法律上の欠格事由に該当するときは、指定更新を受けることができません。

(2) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則、指定日から6年となります。指定通知文を確認の上、指定の有効期間内に指定更新申請を行ってください。

(3) 休止中の事業者について

休止中の事業者は、人員基準が欠如しているなど、指定基準を満たしていないため、指定の更新ができません。

指定の継続を希望する場合は、指定基準を満たした上で再開届出書を提出していただく必要があります。

(4) 指定更新手続きを有効期間内に行わなかった事業所について

指定は失効となりますので、サービス利用者などの関係事業者に対して問題が生じないよう、必要な対応を速やかに行ってください。

なお、指定の有効期限経過後に提出された指定更新申請書は受理できません。

2 指定更新申請の手続きについて

(1) 受付期間

原則として、指定有効期間満了日の1か月前までに、更新申請書類一式を提出してください。なお、審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。

(2) 提出方法

郵送または直接持参願います。

（3）提出部数

申請書、添付書類ともに1部提出してください。

（4）提出先

〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町 18 岐阜市役所高層部 1 階
岐阜市福祉部障がい福祉課 指導係
TEL 058-214-2136（直通）
FAX 058-265-7613

（5）更新申請書等の様式について

指定更新申請に係る各種様式については、岐阜市障がい福祉課のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

（6）指定の更新申請と同時期に変更届出事由が生じた場合

更新申請と同時期に変更届出事由が生じた場合は、指定更新申請書と併せて変更届出書を提出してください。この場合、指定更新申請書は、変更届出書による変更後の内容で作成してください。

また、過去に変更届出が必要だった事由について、変更届出書の提出漏れが判明した場合についても同様の扱いとしますが、その場合は、遅延理由書（任意様式）を併せて提出してください。

変更届の必要な事項は、次のとおりです。なお、変更届に必要な書類は、「指定障害福祉サービス事業等の申請手続き等について」を参照してください。

【変更届の必要な事項】

- 1 事業所（施設）の名称
- 2 事業所（施設）の所在地（設置の場所）
- 3 申請者（設置者）の名称
- 4 申請者（設置者）の主たる事務所の所在地
- 5 申請者（設置者）の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 6 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- 7 事業所（施設）の平面図及び設備の概要
- 8 事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 9 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 10 事業所のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 11 相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴

- 12 主たる対象者
- 13 運営規程
- 14 介護給付費等の請求に関する事項
- 15 役員の氏名、生年月日及び住所
- 16 事業所の種別（併設型・空床型の別）
- 17 併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
- 18 協力医療機関（協力歯科医療機関）の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
- 19 障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
- 20 連携する公共職業安定所その他関係機関（提携就労支援機関）の名称

（7）審査について

指定更新申請書及び添付書類をもって審査します。申請書の提出後に、サービスの種類ごとに定められた人員、設備及び運営の基準を満たしているかどうか、具体的な審査を行います。

審査にあたり、必要に応じて実地による確認を行います。また、審査の過程で不明な点等があった場合は、担当係より事業者の方に確認等の問い合わせを行う場合があります。

（8）指定更新及び却下通知

指定更新した事業者には法人宛てに「指定更新通知書」を発行します。いずれも、当該事業所の見やすい場所に掲示してください。

指定基準が満たされずに申請が却下となった場合は、申請事業者に「却下通知書」を発行します。

《問い合わせ先》

〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町 18 岐阜市役所高層部 1 階

岐阜市福祉部障がい福祉課 指導係

TEL 058-214-2136（直通）

FAX 058-265-7613